

東洋大学福祉社会デザイン学部査読制度内規

2023年4月1日

施行

(目的)

第1条 本内規は、東洋大学福祉社会デザイン学部（以下「学部」という。）の刊行する『東洋大学福祉社会デザイン学研究』（以下「紀要」という。）と掲載される個々の著作物の質の向上と保証を図ることを目的とし、査読制度により審査を行う。

(査読の対象)

第2条 査読は、論文および投稿者より審査依頼がなされた研究ノートについて行う。査読された原稿についてはその旨を明記する。

(査読の内容)

第3条 審査原稿について、東洋大学福祉社会デザイン学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の定めた学部内および学部外各1名の査読員による体裁、学術的内容の審査を行い委員会に結果を報告する。

2 東洋大学福祉社会デザイン学部紀要編集内規第4条の査読対象としない原稿について、委員会が定める学部内の校正委員1名により、体裁、内容の校正について委員会に助言を行う。

(査読員の要件)

第4条 学部内査読員は、学部専任教員とする。

2 学部外査読員は、その著作物の内容についての専門領域における学部外の専門家又は学識者とする。

(査読員の委嘱)

第5条 第3条について、委員会は査読員、校正委員を選出し、学部長により委嘱する。

(査読員の非公開)

第6条 学部内査読員については、いかなる理由であっても公開しない。

2 学部外査読員については、紀要に採択の上、掲載されるときに限り各著作物の巻末に査読員を掲載する。

(審査)

第7条 2名の査読員は、執筆者の原稿について速やかに査読の上審査を行い、ABCで評価する。Aは「採択（軽微な字句の修正を含む）」、Bは「一部修正の上採択」、Cは「不採択」を意味する。又、その結果を委員会に報告する。

2 2名の査読員がAA、AB、BBの評価の場合は査読審査合格とし、掲載可とする。BC、CCの場

合は査読不合格とし、掲載不可とする。ACの場合はさらに第3者に査読を依頼し、A又はBの場合は掲載可とし、Cの場合は不合格とする。

3 査読審査結果は委員長より通知する。

(修正)

第8条 委員会は、上記の審査結果に基づき、採用論文について執筆者に修正を求めることがある。それ以外は審査後の修正は認めない。

(審査料)

第9条 学部外査読員には次の査読審査料を支払う。

(1) 原稿1本につき10,000円とする。

(改正)

第10条 本内規の改廃は、教授会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。